

子どもたちは日々成長しています。しかし、成長のスピードや発達の特徴はそれぞれ違います。何が良い、何が悪いということはありません。一番大切なことは、その子に合った成長・発達を考えていくこと。気になることや悩みがあれば、まずは相談してみましょう。子どもの発達の専門家が、お子さんのより良い成長をサポートします。

子どもの発育や発達が気になる…

■発達相談

言葉の遅れ、落ち着きがない、集団にうまく入れない等、お子さんの発達で気になることに對して、相談をお受けします。電話にて相談を受け付け、予約した相談日に相談員がお話を聞き、アドバイスを行います。

- 月～金曜日、原則第1・3土曜日
9時～17時 祝日と年末年始を除く

■問い合わせ

錦町3-2-26 (子ども未来センター内) ☎042-529-8586 [南図E-3]

■5歳児相談

- 対象 市内の保育園や幼稚園に通っている年中クラスの保護者(市民の方のみ)
- 日程 園を通してお知らせします。(年2回実施)
- 場所 通っている園に相談員がお伺いします。
- 申込み 実施前に園より申込み書が配布されます。集団生活を通して社会性やコミュニケーションが豊かに育っていく年中クラスの時期に、何か心配ごとがあれば、ご相談ください。

■健康相談 P62を参照ください

■教育相談 P57、P59を参照ください

発達等に関する外来診療

■社会福祉法人 鶴風会 東京小児療育病院

発達に問題や心配のある初診時のおおむね15歳未満の方を対象としています。(ただし15歳以上の重症心身障害、肢体不自由、知的障害の方はご相談ください)

■問い合わせ 武蔵村山市学園4-10-1 ☎042-590-0290(予約制)

■東京都立多摩療育園

心身の発達の遅れや障害を持ったお子さんの外来診療を行っています。

- 診療受付時間：平日 9時～11時、13時～15時
土曜 9時～11時
- 休診日：第2・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始

■問い合わせ 府中市西府町4-7-1

代表：☎042-366-2311 診療予約：☎042-366-2316 (予約制)

■東京都立東大和療育センター

18歳未満で発症した運動・言語・知的機能などの発達障害の方を対象に、外来診療を行っています。

- 診療受付時間：平日 9時～16時
土曜 9時～12時(第1土曜、小児科再診のみ)

●休診日：日曜日、祝日

■問い合わせ 東大和市桜が丘3-44-10

代表：☎042-567-0222

外来予約：☎042-567-0489 (予約制)

■さいわいこどもクリニック ※病児保育はP13へ

育ちとこころの相談「ステップ」

発達についての医師の診察(相談外来)と臨床心理士による心理相談があります。お子さんの様子や発達が気になったり、お子さんとの接し方で悩んでいる方。子育ての工夫などを探すお手伝いをさせていただきます。

※立川市の小学4年生までのお子さんに限定させていただいております。

- 相談外来：月曜(第1、3)、火曜、水曜、金曜
- 心理相談：月曜、火曜、水曜、金曜、土曜

■問い合わせ

幸町1-11-3 ☎042-536-7280 (予約制)[2図C-3]

■立川相互病院付属子ども診療所 ※病児保育はP13へ

心と体の相談外来

病気に限らず、困っていることがあれば何でもご相談をお受けしています。

- 診療時間：木曜日、金曜日(午後)

■問い合わせ

錦町1-23-25 ☎042-525-6555 (予約制)[3図D-2]

立川市ドリーム学園

昭和46年に設立されたドリーム学園は、2歳～就学前の障害児または発達に遅れのある市内在住のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。毎日通うことで集団の中での成功体験を積みながら、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。(定員25人。送迎バスあり) また、行事(運動会、園外療育等)や保護者参加のプログラム、勉強会も行っています。

児童発達支援(未就学児)

集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

●利用するには…

- ①主治医や市の発達相談等で、利用の適否について相談する。
※障害手帳か意見書が必要になります。
- ②事業所に空き情報等を問い合わせ、見学を行う。
- ③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。
※事前に障害福祉課の地区担当員へお電話ください。
※障害児支援利用計画書の提出が必要になります。

| 事業者名 | 所在地 | 電話042- | 地図座標 |
|--------------------|------------------------------|----------|-------|
| 立川市ドリーム学園 | 柴崎町5-11-26 | 525-9418 | 3図B-4 |
| LITALICOジュニア立川南口教室 | 柴崎町2-3-13 エイティイト立川デュオ2階 | 548-1243 | 南図B-1 |
| ハビー立川教室 | 錦町1-10-25 Y・S錦町ビル2階 | 519-3217 | 南図E-2 |
| こどもプラス立川幸町教室 | 幸町5-1-7 フルミエールメゾン1階B | 537-8653 | 2図C-3 |
| こぼんはうす さくら立川幸町教室 | 幸町3-13-14 矢島ビル1階 | 537-8530 | 2図D-3 |
| ジョブサU18立川南口教室 | 柴崎町2-4-15 ほまれ屋本社ビル202号室 | 595-6730 | 南図B-1 |
| ステップきつず ※ | 幸町1-11-3 (さいわいこどもクリニック2階) | 537-7336 | 2図C-3 |

※「ステップきつず」は重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんが対象です。

■問い合わせ

子ども家庭支援センター 発達支援係 ☎042-529-8586
障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1516～1523

■放課後等デイサービス P48をご参照ください

障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するための計画書の作成等を行っています。

■児童発達支援相談事業者一覧

| 事業者名 | 所在地 | 電話042- | 地図座標 |
|--------------------|----------------------------|----------|-------|
| 自立生活センター・立川 | 柴崎町2-10-16 オオノビル2F | 512-5956 | 南図A-1 |
| 相談支援事業所 介護グループふれあい | 羽衣町2-41-1 羽衣第一ビル2階 | 595-6620 | 3図D-2 |
| 相談支援事業所 暖 | 高松町1-17-20 粕谷ビル2階 | 512-5868 | 2図C-5 |
| 相談支援センター らいふばる | 西砂町4-75-2 | 531-0761 | 1図A-3 |
| 相談支援センター にんじん・立川 | 高松町2-27-27 TBK高松第1ビル101 | 522-1537 | 北図E-2 |

手帳の取得

お子さんに障害があるとき、手帳を取得すると各種手当や制度を利用することができます。

身体障害者手帳、愛の手帳(東京都療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

●身体障害者手帳

身体に障害がある方がサービスを受けるための手帳です。15歳未満の児童は保護者が代わって申請できます。①診断書(都知事指定の医師作成)②写真(4cm×3cm)③マイナンバーカードまたは個人番号カードを持参し、市役所障害福祉課(☎042-523-2111内1511)へお手続きください。市を經由して都知事に申請します。

●愛の手帳(東京都療育手帳)

知的障害がある方がサービスを受けるための手帳です。東京都では愛の手帳といい、全国的には療育手帳という名前です。立川児童相談所(☎042-523-1321)に電話予約し、お子さんの検査や判定等を受け、申請します。(18歳以上は心身障害者福祉センター多摩支所☎042-573-3311)

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方がサービスを受けるための手帳です。発達障害の方も申請できます。

2年間の有効期限があり、更新が必要です。①診断書(指定の書式)、②写真(4cm×3cm)、③マイナンバーカードまたは個人番号カード、④印鑑を持参し、市役所障害福祉課(☎042-523-2111内1511)へお手続きください。市を經由して都知事に申請します。

発達障害がある方のうち、知的障害を伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を、知的障害を伴う場合は愛の手帳を申請できます。

※マイナンバーカードまたは個人番号カードはお子さんと保護者分が必要です。

いずれの手帳も障害の程度により区分があります。保護者がお子さんの手帳を取得することをためらう気持ちはもったもですが、お子さんやご家族にとって、サービス利用のためにはかかせません。

支援や配慮が必要な子どもの通園・通学

■保育園・幼稚園

保育園では、日中保育を必要とする0歳から就学前のお子さんで、心身の発達に遅れがあり、その程度が中・軽度で集団保育のできるお子さんの保育をします。申込み、相談は保育課(☎042-528-4328)まで。

幼稚園は各園にお問い合わせください。(P41～P43をご参照ください)

■小・中学校

P46「就学相談ってなあに？」をご参照ください。